

## 規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 埼玉県教育委員会規則第三号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第六号中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ その子（満十二歳に達する日後の最初の四月一日以後の子にあつては、特別支援学校等に在籍する者に限る。）が在籍する学校等の全部又は一部が感染症の予防上必要があること又は災害その他急迫の事情があることにより臨時に休業となり、その子の世話を行う必要がある場合

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。